

用語解説

●略語（アルファベット順）

ASEAN+3学生交流と流動性に関するガイドライン

質保証を伴う学生交流のための基本的枠組みを提供し、ASEAN+3各国の高等教育制度の発展促進を目的として、域内を対象とする国際学生交流プログラムに盛り込まれるべき要素や、学生に対して情報として伝達すべき事項等を定め、プログラム構築や実施において参考とすべき指針を提示するもの。2016年5月26日に開催された第3回ASEAN+3教育大臣会合において承認された。

CAP制

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

我が国の大学制度は単位制度を基本としているが、大学設置基準上1単位の授業科目は、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する内容をもって構成することとされている。また、教育課程については各授業科目を各年次に配当して編成するものとされている。これらを前提に、大学の卒業要件は大学に4年以上在学し124単位以上を修得することとされている。

しかしながら、学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から、学生が過剰な単位登録をして、3年で安易に124近くの単位を修得し、結果として標準45時間相当に満たない学修量で単位が認定されているという現象が生じたことから、平成11年に、大学設置基準第27条の2第1項として、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」と規定された。

GPA

Grade Point Averageの略。学生の成績評価については、各設置基準において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施することが要求されている。GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階（例：A、B、C、D、F）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。

ICT

Information and Communication Technologyの略。

Internet of Things (IoT)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである。これにより、製品の販売にとどまらず、製

品を使ってサービスを提供するいわゆるモノのサービス化の進展にも寄与する。

IR (インスティテューショナル・リサーチ)

Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。

MOOC

Massive Open Online Courseの略。大規模公開オンライン講座。学士課程又は大学院課程レベルの授業科目をオンラインで対価なしにウェブ技術を活用して同時に大量の学習者に提供し、その学習履歴を記録することができるプラットフォーム。MOOCによって提供される授業科目の履修は、修了証の発行、単位としての認定などの形で既存の高等教育制度と整合的に扱われる場合もあるが、その位置付けは確定していない。

OECD

Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略。経済協力開発機構と訳される。①世界経済の発展に貢献すること、②経済発展の途上にある地域の健全な経済成長に貢献すること、③世界貿易の拡大に寄与すること、の三つを目的とする。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

Society5.0

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) 。

狩猟社会 (Society 1.0) 、農耕社会 (Society 2.0) 、工業社会 (Society 3.0) 、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

●カナ (50音順)

アクティブ・ラーニング

大学等におけるアクティブ・ラーニングとは、一方向性による知識伝達型の学習方法ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習

等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

アセスメントテスト

学修到達度調査。学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA, ETS®Proficiency Profile, CAAP, ETS®Major Field Tests等がこれに当たる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる。

インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

科学技術基本計画

平成7（1995）年に制定された「科学技術基本法」により、政府は「科学技術基本計画」（以下基本計画という。）を策定し、長期的視野に立って体系的かつ一貫した科学技術政策を実行することとなった。これまで、第1期（平成8（1996）～12（2000）年度）、第2期（平成13（2001）～17（2005）年度）、第3期（平成18（2006）～22（2010）年度）、第4期（平成23（2011）～27（2015）年度）、第5期（平成28（2016）～2020年度）の基本計画を策定し、これらに沿って科学技術政策を推進してきている。

学位プログラム

大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。

学士力

平成20（2008）年12月24日の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において提言された学士課程共通の学習成果に関する参考指針。学士課程修了者が身に付けていることを期待されている能力として定義され、4分野13項目から構成されている。

学生／教員比率

当該機関における教員1人当たりの学生数。

学部

大学において学生や教職員が所属し、特定の学問領域ごとに教育研究を実施する基

本的組織。学科により構成される。なお、大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、例えば学際的・総合的な教育研究の実施に対応するため、学部に代えて「学部以外の基本組織」（例：学群、学系、学類）を、学科に代えて「課程」を置くことができる。

ガバナンス

高等教育機関内における組織・運営体制を示す総称。高等教育機関の教育研究等に関する目的の最大化のために、教学面と経営面それぞれに係る構成員及び内部組織の役割と責任の配分について方針を定め、意思決定プロセスの確立を図ること。高等教育機関を取り巻くステークホルダーとの関係を明確にし、公共的な存在として期待される役割を適切に実行するための内部の組織化と意思決定を図ることも含意する。

機関別評価

大学等の機関単位で実施する認証評価。対象機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価する。大学、短期大学及び高等専門学校は7年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。

キャリアパス

キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学習歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくかの経路を示したもの。

教育研究評議会

国立大学の教育研究に係る重要事項を審議する、国立大学法人に必置の機関。学長、学長が指名する理事、学部等の長などで構成される。

教学マネジメント

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「三つの方針」）に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要である。

経営協議会

国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する、国立大学法人に必置の機関。学長、学長が指名する理事及び職員、学外の有識者で構成される。国立大学法人等の運営に学外者の意見を的確に反映するとともに、学長等の意思決定を支えるために審議を行うことを通じて、学長等が適切な意思決定を行う上で重要な役割を果たすことが期待されている。なお、構成員の過半数は当該大学の役員又は職員以外の有識者から選出しなければならない。

経営指導強化指標

学校法人を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営悪化傾向にあるものの、直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという状況の目安となる指標。具体的には①貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス、を設定。学校法人運営調査委員会においては、経営指導強化指標への該当状況等を勘案した上で、経営基盤の安定確保が必要とされた学校法人については、3年程度を目安に経営改善の実績を上げるよう、きめ細かい集中的な指導を行う。

研究科

大学院における教育研究上の基本となる組織。研究科の下には複数又は単一の専攻が置かれる。なお、研究科における学問分野の垣根を越えた学際的・総合的な教育研究の実施に柔軟に対応するため、研究科以外の教育研究上、基本となる組織を置くことができる。（例：〔教育組織〕教育部、学府、〔研究組織〕研究部、研究院）

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）

ユネスコの枠組みの下、平成23（2011）年11月に東京で開催された国際会議において採択された規約であり、平成30（2018）年2月1日に発効した。締約国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定。我が国は、平成29（2017）年12月6日に本規約を締結した。（平成30（2018）年12月1日時点の締約国はオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン市国※パーマネントオブザーバー）

高度専門職業人

「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

コースワーク

学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

質保証

高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保すること。「内部質保証」参照。

実務家教員

専任教員のうち、専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員。

専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院では、その特性から、設置基準や「専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文科科学省告示第53号)」により、必置とされる専任教員には「専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」を一定割合以上含めることが義務付けられている。

主専攻・副専攻制

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組であって、学内で規定が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

ジョイント・ディグリー

連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。平成26(2014)年の大学設置基準等の改正により、所定のプログラムの修了者に対し、我が国の大学等と連携する外国の大学等との連名による学位を授与することが可能となった。

シラバス

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。

新学習指導要領

子供たちが全国どこにいても一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。これまで、概ね10年ごとに改訂しており、平成29(2017)年3月に新しい小・中学校学習指導要領を、平成30(2018)年3月に新しい高等学校学習指導要領を公示しており、教科書の作成・検定・採択・供給等を経て、順次、新しい学習指導要領を実施することとしている。(小学校:2020年度より全面実施 中学校:2021年度より全面実施 高等学校:2022年度より年次進行で実施)

人工知能(AI)

AIは、artificial intelligenceの略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。

スタッフ・ディベロップメント(SD)

職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技

術職員等も含まれる。

スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援する文部科学省の事業。平成26（2014）年度から実施。

生産年齢人口

経済学用語の一つで、国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことをいう。我が国では15歳以上65歳未満。

設置計画履行状況等調査

文部科学省令及び告示に基づき、大学等の設置認可及び届出後、原則として開設した年度に入学した学生が卒業する年度までの間、当該設置計画の履行状況について、各大学の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に「設置計画履行状況等調査委員会」を設けて実施している。

設置認可

大学、短期大学、高等専門学校を設置しようとする者が文部科学大臣に認可申請を行い、その設置の可否について大学設置・学校法人審議会の審査を経て、文部科学大臣が認可を行う。

専攻

大学院における教育研究上の目的を達成するための基本的組織で、研究科の下に置かれる。また、学生が主に学ぶ学問分野を指す場合を専攻ともいう。

専任教員

各設置基準により、「教員は、一の大学に限り専任教員となるものとする」、「専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとする」とされている。また、大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とすべきことが定められている。

第4次産業革命

2016年1月にスイス・ダボスで開催された第46回世界経済フォーラム（World Economic Forum（以下「WEF」という。））の年次総会（通称「ダボス会議」）の主要テーマとして取り上げられ、その定義をはじめ議論が行われた。WEFでは、「現在進行中で様々な側面を持ち、その一つがデジタルな世界と物理的な世界と人間が融合する

環境」と解釈しており、具体的には、あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる等としている。

卓越大学院プログラム

国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育力と研究力を結集した5年一貫の学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める文部科学省の事業。平成30（2018）年度から実施。

ダブル・ディグリー

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラム※を、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。※ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能。

単位互換制度

学生が自ら所属する大学又は短期大学（以下「大学等」という。）以外の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、各大学等の定めるところにより、一定の範囲内で自らの大学等における授業科目の履修によって修得したものとみなすことを可能とする制度。

単位累積加算制度

複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。我が国では、平成3（1991）年以降の学校教育法及び学位規則の改正により、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に2年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与される制度として創設。

中期計画

国立大学法人等が中期目標を達成するために作成する計画。各国立大学法人等は中期計画を作成又は変更する場合には文部科学大臣の認可を受けなければならないが、当該認可を受けた場合は、遅滞なくその中期計画を公表することとなっている。なお、文部科学大臣が認可をする際には、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

中期目標

国立大学法人等が6年間で達成すべき業務運営に関する目標。文部科学大臣が定め、当該国立大学法人等に示すとともに公表する。なお、文部科学大臣は、中期目標を定

め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該国立大学法人等の意見を聴き、その意見に配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

データサイエンス

データに関する研究を行う学問。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、又はその処理の手法に関する研究を行うこと。

内部質保証

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。「質保証」参照。

ナンバリング

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリング。授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

日本留学試験

独立行政法人日本学生支援機構が実施する、外国人留学生として、日本の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に実施する試験。平成14（2002）年より年2回（6月及び11月）日本国内と国外で実施。

認証評価

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学及び高等専門学校の研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとに自ら選択した認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別評価）と、専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の教育課程等の評価（分野別評価）の2種類がある。

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

ファカルティ・ディベロップメント (FD)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。

分野別参照基準

学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学における教育課程編成の参考にしてもらうことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的として、日本学術会議が作成したもの。(現在までに31分野の参照基準を公表)

分野別評価

専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の課程に係る分野を評価単位とする認証評価。教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価する。専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、機関別評価のほか、5年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。

「自ら開設」制度

各設置基準では、大学等は「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされており、教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることが明確化されている。

ミッション

社会への貢献や人材育成など法令で定められた、高等教育機関に対し共通に課せられる恒久的な役割及びこの共通の役割に基づき、各教育機関が掲げる建学の精神や個別の使命を指す。

三つの方針 (卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)

- ・卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) : 各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
- ・教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) : 卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定める基本的な方針。
- ・入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) : 各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏ま

え、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

ユネスコ

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O）という国際連合の専門機関であり、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することを目的とする。

リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、一旦社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

履修系統図

学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度と授業科目との間の対応関係や学修の道筋を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な履修を促す意図を持つ。カリキュラム・マップ、カリキュラム・チャートとも呼ばれる。

履修証明制度

各高等教育機関が、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書（Certificate）を交付できる制度。各高等教育機関における社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会の提供を促進するため、平成19（2007）年の学校教育法の改正により創設。

※一部の用語について、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）」を参考に作成。http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/no17_glossary_4th_edition.pdf